

表― 1 【水道技術管理者に要する資格】

	必 要 な 基 礎 教 育		実務経験年数
令第 6 条 関係	① 水道の布設工事の監督の有資格者		
	ア 大学の土木工学科（衛生工学、水道工学）の卒業者		2 年
	イ 大学の土木工学科（衛生工学、水道工学以外）の卒業者		3 年
	ウ 短大の土木科の卒業者		5 年
	エ 高校（旧制中学）の土木科の卒業者		7 年
	オ アからエに該当しない者		10 年
	規則第 9 条	アの卒業者にあつて、大学院研究科において 1 年以上衛生工学、水道工学を専攻した者又は大学の専攻科において衛生工学、水道工学専攻の修了者	1 年
		イの卒業者にあつて、大学院研究科において 1 年以上衛生工学、水道工学を専攻した者又は大学の専攻科において衛生工学、水道工学専攻の修了者	2 年
		外国の学校は、その教育内容が同程度のもの	前各号と同様
	② 大学の工学（土木工学を除く）、理学、農学、医学、薬学の卒業者		4 年
	③ 短大（旧制専門学校）のこれらの学科卒業者		6 年
	④ 高等学校（旧制中学校）のこれらの学科卒業者		8 年
	⑤ ①から④までに該当しない者		10 年
規則第 14 条 関係	① 大学の工学、理学、農学、医学、薬学以外の卒業者		5 年
	② 短大（旧制専門学校）のこれらの学科以外の卒業者		7 年
	③ 高等学校（旧制中学校）のこれらの学科以外の卒業者		9 年
	④ 外国の学校は、その教育内容が同程度のもの		前各号と同様
	⑤ 厚生労働大臣が認定する講習会 [※] を受講した者		―

注 1 実務経験年数とは、水道に係る業務（計画、設計、施工、施設の維持管理等）いずれかに従事した年数（複数業務の通算も可）をいう。また選任される施設以外（他の地方公共団体・私企業等）における従事経験も含む。

（例：小規模水道の維持管理 等）

注 2 一日最大給水量 1,000m³以下の専用水道の場合の実務経験年数は 1 / 2 となる。

（例：大学（土木工学科以外の工学系学科）卒業者 4 年→2 年）

※ 厚生労働大臣が認定する講習会

「水道技術管理者資格取得講習会」（（社）日本水道協会にて実施）

《関係法令：法第 19 条第 3 項、政令第 6 条、省令第 14 条》